

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【公開番号】特開2014-57070(P2014-57070A)

【公開日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-016

【出願番号】特願2013-193139(P2013-193139)

【国際特許分類】

H 01 L 21/02 (2006.01)

H 01 L 21/677 (2006.01)

H 01 L 21/673 (2006.01)

B 23 K 20/00 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/02 B

H 01 L 21/68 A

H 01 L 21/68 U

B 23 K 20/00 3 4 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月27日(2014.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の基板を位置合わせする位置合わせ工程と、
位置合わせされた前記複数の基板を接合する接合工程と、
前記接合工程で接合の処理が開始する前に、前記複数の基板に接合不良を生じさせる位置ずれの有無を判断する判断工程と、
を有する基板接合方法。

【請求項2】

前記接合工程は、前記判断工程において前記位置ずれが無いと判断された前記複数の基板を接合する請求項1に記載の基板接合方法。

【請求項3】

前記判断工程は、接合で求められる位置合わせ精度が確保されているか否かを判断する請求項1または2に記載の基板接合方法。

【請求項4】

前記判断工程は、前記位置ずれのずれ量が前記複数の基板に設けられた電極が接合されないずれ量であるか否かを判断する請求項1または2に記載の基板接合方法。

【請求項5】

前記判断工程は、前記複数の基板に閾値以上の位置ずれが生じたか否かを判断する請求項1または2に記載の基板接合方法。

【請求項6】

前記判断工程で前記位置ずれがあると判断した場合は前記接合工程での接合処理を行わない請求項1から5のいずれか一項に記載の基板接合方法。

【請求項7】

前記判断工程で前記位置ずれがあると判断した場合は、前記複数の基板を接合する接合

部とは異なる領域に前記複数の基板を搬送する請求項1から6のいずれか一項に記載の基板接合方法。

【請求項8】

位置合わせされた前記複数の基板を、前記複数の基板を接合する接合部に搬送する搬送工程を有し、

前記判断工程では、前記複数の基板を前記接合部に搬入する前に前記位置ずれの有無を判断し、前記判断工程で前記位置ずれがあると判断した場合は、前記接合部への前記複数の基板の搬入を中止する請求項1から7のいずれか一項に記載の基板接合方法。

【請求項9】

位置合わせされた前記複数の基板を、前記複数の基板を接合する接合部に搬送する搬送工程を有し、

前記判断工程では、前記接合部への前記複数の基板の搬入後に前記位置ずれの有無を判断し、前記判断工程で前記位置ずれがあると判断した場合は、前記接合工程での接合処理が開始する前に前記複数の基板を前記接合部から搬出する請求項1から8のいずれか一項に記載の基板接合方法。

【請求項10】

前記判断工程で前記位置ずれがあると判断した場合は、前記複数の基板の位置合わせを再実施する請求項8または9に記載の基板接合方法。

【請求項11】

前記判断工程で前記位置ずれがあると判断した場合に、前記複数の基板の位置ずれの有無を検査する検査工程を有し、前記検査工程で前記位置ずれが生じていない場合は、前記位置合わせをせずに前記接合工程を実施する請求項1から10のいずれか一項に記載の基板接合方法。

【請求項12】

複数の基板を位置合わせする位置合わせ部と、
位置合わせされた前記複数の基板を接合する接合部と、
前記接合部での接合の処理が開始する前に、前記複数の基板に接合不良を生じさせる位置ずれの有無を判断する判断部と、
を備える基板接合装置。

【請求項13】

第一の基板と第二の基板とを互いに位置合わせして接合するときに前記第一の基板を保持する基板ホルダであって、

前記第二の基板を保持する他の基板ホルダとの間の位置ずれを検出する検出手段を備える基板ホルダ。